

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
種類	項目								
31	1111 医師居宅療養管理指導 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費()	(一)単一建物居住者が1人の場合	514 単位	1回につき			
31	1113 医師居宅療養管理指導 2		((2)以外)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位				
31	1115 医師居宅療養管理指導 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	445 単位				
31	1112 医師居宅療養管理指導 1		(2)居宅療養管理指導費() (在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	298 単位				
31	1114 医師居宅療養管理指導 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	286 単位				
31	1116 医師居宅療養管理指導 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	259 単位				
31	2111 歯科医師居宅療養管理指導	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		516 単位	516			
31	2112 歯科医師居宅療養管理指導		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		486 単位	486			
31	2113 歯科医師居宅療養管理指導		(3)(1)及び(2)以外の場合		440 単位	440			
31	1221 薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		565			
31	1222 薬剤師居宅療養 1・特薬			565 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	665			
31	1251 薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		416			
31	1252 薬剤師居宅療養 2・特薬			416 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	516			
31	1244 薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合		379			
31	1245 薬剤師居宅療養 3・特薬			379 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479			
31	1223 薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住 者が1人の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		517		
31	1224 薬剤師居宅療養 1・特薬				517 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	617		
31	1255 薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住 者が2人以上9人以下の 場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		517		
31	1256 薬剤師居宅療養 2・特薬				517 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	617		
31	1225 薬剤師居宅療養 3			(二)単一建物居住 者が2人以上9人以下の 場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		378		
31	1226 薬剤師居宅療養 3・特薬				378 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478		
31	1253 薬剤師居宅療養 4			(三)(一)及び(二)以 外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		378		
31	1254 薬剤師居宅療養 4・特薬				378 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478		
31	1246 薬剤師居宅療養 5			(三)(一)及び(二)以 外の場合	(三)(一)及び(二)以 外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		341	
31	1247 薬剤師居宅療養 5・特薬					341 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	441	
31	1248 薬剤師居宅療養 6					(四)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		341
31	1249 薬剤師居宅療養 6・特薬						341 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	441
31	1257 薬剤師居宅療養 7					45 単位	45		
31	1131 管理栄養士居宅療養 1			ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)当該指定居宅療養管理指導事業 所の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	544 単位	544	
31	1132 管理栄養士居宅療養 2	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位			486			
31	1133 管理栄養士居宅療養 3	(三)(一)及び(二)以外の場合	443 単位			443			
31	1134 管理栄養士居宅療養 1	(2)当該指定居宅療養管理指導事業 所以外の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合		524 単位	524			
31	1135 管理栄養士居宅療養 2		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		466 単位	466			
31	1136 管理栄養士居宅療養 3		(三)(一)及び(二)以外の場合		423 単位	423			
31	1241 歯科衛生士等居宅療養	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		361 単位	361			
31	1243 歯科衛生士等居宅療養		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		325 単位	325			
31	1250 歯科衛生士等居宅療養		(3)(1)及び(2)以外の場合		294 単位	294			
31	8000 特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算						
31	8100 居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算						
31	8110 居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算						